

三番瀬再生会議への報告書

テーマ名：江戸川放水路

WG代表者名：清野委員

1 議論の経過
5委員で構成（清野委員、川瀬委員、三橋委員、竹川委員、大野委員） 12/4 第1回 状況把握、意見交換 2/9 第2回 現地視察（国土交通省江戸川河川事務所 江戸川河口出張所） 3/3 第3回 意見のとりまとめ
2 議論の概要（状況の把握、課題等の整理）
(1) 委員意見が二つの大きな論点から出されていることを確認した。 洪水時の出水による漁業被害等の低減 三番瀬再生のための自然な水循環の回復（淡水導入） (2) 江戸川放水路及び行徳可動堰の現状整理を行った。 ・現在の江戸川の基本システムは、H18年に国が策定した河川整備基本方針 江戸川放水路 - - 洪水流の安全な流下を目的に大正年間に開削 行徳可動堰 - - 当初固定堰 流下能力増 / 塩水遡上防止を目的として可動堰を設置 洪水時には 6,000m ³ /s出水（計画高水流量）、通常は閉め 0.028m ³ /sの維持流量を流下 ・これまでの現状 堤の稼働実績 35回開放（約50年間） 漁業被害 最近では H19.9 に台風によるアサリ被害 ・行徳可動堰改修方針 老朽化が進んでおり、現堰の機能維持のままの改修を H22 年度から 国が実施予定 (3) 課題の整理：二つの論点ごとに課題等の整理を実施した。
3 まとめ（議論の結論、今後の方向性、提案等）
・委員や参加者から意見を募り、二つの論点ごとに、短期、中期、長期的な視点から方向性・提案をまとめた。具体的な方向性や提案については別表のとおりである。 ・全ての方向性・提案は、国や漁業者をはじめとする関係者による合意形成が必要であり、長期的な視点になるに従い流域全体での社会的合意形成が不可欠である。 このため、再生会議において十分な合意形成を行ったうえで、県において国への要望や提案、関係者の調整を行う必要がある。 また、漁業者の意見を聞くとともに、一般県民へのアピールも必要である。 ・特に淡水導入については、明確な目標・目的を定めて実施する必要がある。 当面、良好な河口汽水域の形成を図ることを目標とするとともに、長期的な目標として三番瀬海域への流れの回復を目指すことが提案された。 また、実施にあたっては、予防的態度及び順応的管理による取り組みが必要であり、試験を実施することから検討する必要がある。

＜別表＞ 江戸川放水路ワーキンググループ 検討課題と方向性等の整理

A 洪水時の出水による漁業被害等の低減

視点	検討項目	委員からの方向性・提案等	必要な合意形成
短期的	漁業被害低減のための運用の工夫 ○現堰(改修後の堰)の運用方法	・堰上流部の土砂堆積状況の確認 ・定期的な清掃	地元関係者による協議(国, 漁業者等)
中期的	洪水流の海域への影響の軽減策 ○出水回数の低減	・河川改修推進による治水機能向上 ・堰運用マニュアルの見直し	流域全体
長期的	洪水による流域への影響の軽減 ○流域土地利用の見直し	・行政, 一般市民への意識向上への働きかけ	流域全体での社会的合意形成

◇ 洪水時の被害低減にかかる全般的課題等

課題や意見等	検討や実施にあたって配慮すべき点
・地域と河川との文化的・産業的な分断により関与意識が低下 ・河川や海は「公物」であり、その在り方には漁業者だけでなく一般市民提案もできる土壤が重要。	・委員や一般市民へ意識向上のための広報が必要

B 三番瀬再生のための自然な水循環の回復(淡水導入)

視点	検討項目（具体的意見等）	委員からの方向性・提案等	必要な合意形成
短期的	維持流量水活用のための運用の工夫 ○改修時の構造検討	・維持流量増量への対応	地元関係者(国, 漁業者, 取水者等)
中期的	一時的余剰水導入のための弾力的な運用調整 ○余剰水の確保 ○余剰水の導入が可能な堰構造の検討	・実余剰水量の調査把握 ・県民や企業等へのアピールが必要 ・堰構造の見直し(流量調整可能な構造, 魚道の設置等)	地元関係者(国, 漁業者, 取水者等)
中長期的	常時淡水導入のための運用方法の構築 ○常時淡水量の確保 ○常時流入可能な堰構造の検討	・水利権流量の獲得 ・堰構造の見直し(流量調整可能な構造, 魚道の設置等)	流域全体

長期的	治水機能・塩水遡上防止機能をふまえた堰のあり方検討 ○江戸川の基本システムの見直し	・堰構造の見直し(固定堰化)	流域全体での社会的合意形成
-----	--	----------------	---------------

◇ 江戸川放水路からの淡水導入にかかる全般的な課題等

課題や意見等	検討や実施にあたって配慮すべき点
・明確な目標・目的を定めて実施する必要性	・再生会議における十分な検討・合意形成 ・当面の目標として良好な河口汽水域の形成、長期的な目標として、三番瀬海域での河川水が流入してできる循環流(エスチュアリー循環)の回復 ・三番瀬の「汽水域」としての位置付けを、諸データから整理する。三番瀬海域での塩分の分布や、出水後の淡水の滞留の有無など。
・委員や関係者、県民へのアピールの必要性	・他委員や一般県民へ江戸川からの水道、工業・農業用水用の現状を知ってもらう必要。(千葉県民や隣接自治体の水利用が江戸川から海に流入する水量に影響を与えている。)
・小規模試験の実施の開始の必要性	・特に漁業者の意見を聴く必要 ・「順応的管理」が必要。自然環境も社会の理解も、進展状況を見ながら理解していく。 ・三番瀬再生計画作成に關わる諸検討やシミュレーション、三番瀬再生実現化推進事業報告書(H19)や他機関などにおける検討結果の整理と活用が不可欠。
・求められる淡水の「量」「場所」「時期」「手法」の検討が必要	・国内の海からみた水資源の再配分や緊急放流、利害関係者の合意形成、それに連動した県試験研究機関の提案や調査など他事例の調査が必要 ・導入実施に向け、科学的な知見や漁業者の経験的な知見を有効活用して検証しながら、必要淡水量の検討等が必要
・国事業であり県の関与の限界	・県として実施可能な施策の整理が必要。 ・国の河川管理者と治水問題の協議の際などに、本件も含めた視野で検討するのが望まれる。
・水利権の取得、堰構造の変更には多額の費用がかかる可能性	・費用対効果の検討が不可欠 ・可能な限り費用がかからない手法が望ましい
・研究者によっては、現在の放水路河道内に形成された環境が、東京湾奥部最後の入江なので保全すべきとの考え方もあるため、それらの確認や調整が必要。 ・河川水と海水は塩分だけでなく温度も異なることによる影響の総合的な検討が必要。	・実施にあたって、予防的态度及び順応的管理による取り組みが不可欠。その際の県の部局、官学民のそれぞれの役割の整理と実行が不可欠。